

令和4年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務 委託仕様書

1 目的

京都市では、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現を目指し、本市最大の再生可能エネルギー源である太陽光発電システムの普及拡大を図っている。2030年度温室効果ガス46%削減という目標の達成には、再生可能エネルギーが需要と供給の両面で飛躍的に増加していくことが重要であるが、近年住宅への新規導入数が伸び悩んでいることが課題である。

そこで本業務は、住宅の太陽光発電システムから生まれる再生可能エネルギーを自家消費することで生じる「環境価値」を取りまとめ、市内企業に売却し、市内の商店等で利用できる地域ポイント（以下「地域ポイント」という。）を、自家消費量に応じて、市民（再生可能エネルギー自家消費者）に還元する環境整備を行うことにより、「太陽光発電システムの導入・活用の促進」「企業活動の脱炭素化の推進」「地域ポイントの市内消費による地域経済の振興」を目的とした「三方よし」の仕組みを構築し、再生可能エネルギーの地産地消と地域経済活性化を図る。

2 業務委託の内容

(1) プロジェクトの運営及びシステムの構築

住宅の太陽光発電システムから生まれる再生可能エネルギーを自家消費することで生じる「環境価値」をクレジット化するに当たり、国の認証制度である「J-クレジット制度（以下、「制度」という。）」を活用する。京都市が制度への登録を進める「プロジェクト計画書^{*}」に基づき、計画を実行するために必要な事務局機能を整えるとともに、クレジットの認証を受けることが可能な活動として、適切にプロジェクトを運営すること。

併せて、本プロジェクトで生み出されたクレジットは、自家消費量に応じて、地域ポイント（電子ポイント）として市民へ還元するものであり、そのために必要な仕組みを備えること。

地域ポイントを含むプロジェクトの運営について、簡易にオンライン上で手続きができるシステムを構築し、管理すること。

※ 令和4年6月開催予定の第50回認証委員会での審査を経て、制度登録予定

(2) 広報

目に見えない「環境価値」を扱うに当たり、制度の活用対象となる市民に対して、分かりやすい情報発信の内容及び手法を検討し、実施すること。

また、市民が使いたくなる魅力的な地域ポイントとなるように、同ポイントの利用先店舗を拡充するための効果的な広報を計画し、実施すること。

(3) 相談及び登録窓口

プロジェクトに関する市民からの相談を受けるとともに、プロジェクト計画書に基づき、必要な審査及び登録手続きを行うこと。

また、地域ポイントに関して、市内店舗から加盟店登録の申請を受け付け、承認に必要な手続きを行うこと。

(4) 太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な導入支援

上記(3)において、参加登録を行った市民のうち、令和4年度以降に太陽光発電設備及び蓄電池（V2H充放電器含む）を同時設置する者に対して、登録完了時に、20万円相当の地域ポイントを支給すること。年間最大200件までの導入支援を行うこと（ポイントの原資は、本委託料に含む。）。

なお、本導入支援を実施するに当たり、地域ポイントの支給に関し必要な事項を定める要項を整え、申請内容の確認、審査及び支給決定、ポイント支給、ポイント使用後の精算まで一連の手続きを適切に行うこと。

(5) クレジット売却方法の検討

本事業の実施に伴う初回クレジット認証及び売却は、令和5年度に実施されるものであるが、京都市内産の再エネ価値を最大限に活かし、市内企業へ売却するための方策を検討すること。

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4 実績報告及び委託料の支払について

本業務の実績に応じて支払金額を決定する。ただし、支払金額は以下に示す経費の合計とし、委託料上限額60,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。また、地域ポイントの原資を除く金額は16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を超えないものとする。

(1) 実績により決定される経費

地域ポイントの利用額は変動することから、契約時に支払額を確定できないため、月毎の精算払いとする。

ア 受託者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了を報告し、委託料を本市に請求するものとする。

イ 本市は、受託者からの請求に基づき、請求日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

(2) 固定費

(1)の経費を除く経費については、原則、委託期間終了後の精算払とする。受託者は、委託期間終了後速やかに本市に請求を行うこと。

ただし、業務に掛かる経費を事前に受け取る必要がある場合に限り、概算払いとすることができる。その場合、受託者は、契約締結後速やかに本市に請求を行うこと。

5 個人情報保護

受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た入会者の個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、本業務の履行において知り得た入会者の個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

6 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、発注者との連絡を密にすること。
- (8) 本業務により得られた成果は、本市に帰属する。
- (9) 受注者は発注者に対し、「2 業務委託の内容」に記載の内容について、より効果的・効率的な手法への変更を提案することができる。提案に対しては、受注者と発注者の間で協議を行い、発注者が適当と認める場合は、業務内容を変更する。